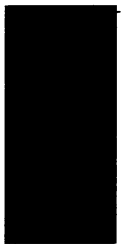
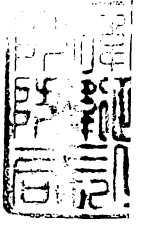


貨物の運賃及び料金の後払扱いに関する協定



昭和24年
10月10日
逓達第996号
防衛省防衛局

貨物の運賃及び料金の後払扱いに関する協定

防衛省陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（以下「自衛隊」という。）関係の貨物を日本貨物鉄道株式会社の鉄道を利用して、公用関係の貨物を託送する場合の運賃及び料金の後払いの取扱いに関して、防衛省（以下「甲」という。）と日本貨物鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（適用範囲）

第1条 甲が乙の経営する鉄道並びに乙と連絡運輸を行う運輸機関の経営する鉄道に貨物を託送する場合の貨物運賃及び料金の後払いの取扱いについては、この協定によるほか、乙の定める関係諸規定等によるものとする。

（適用方等）

第2条 後払いの取扱いをする貨物については、貨物を託送する際、甲の指定する者の官印を押印した後払貨物賃金調書を、当該駅長に提出するものとする。

2 前項の後払荷物賃金調書は、乙が定める様式により甲が調製する。

（貨物運賃及び料金の請求）

第3条 前条の取扱いを行った貨物運賃及び料金は、乙において1箇月ごとにとりまとめて計算し、これを次表に掲げる区分に従い、支払いの請求をするものとする。

区分	支払請求書提出先
陸上自衛隊	陸上幕僚監部資金前渡官吏
	北部方面総監部資金前渡官吏
	東北方面総監部資金前渡官吏
	東部方面総監部資金前渡官吏
	中部方面総監部資金前渡官吏
	西部方面総監部資金前渡官吏
海上自衛隊	海上幕僚監部官署支出官
航空自衛隊	航空中央業務隊資金前渡官吏

（貨物運賃及び料金の支払等）

第4条 前条に定める貨物運賃及び料金については、甲は乙の発行する支払請求書により、当月分を翌月末日までに、当該請求書の記載箇所に支払うものとする。

2 甲が前項に定める支払期日に遅延したときは、甲は乙に対して、支払期日の翌日から支払済みに至るまでの遅延日数に応じて、支払期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）」に規定する率を乗じて算出した額を遅延利息金として支払うものとする。ただし、その金額



に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めてない事項又は疑義を生じた事項については、甲と乙とが協議して処理するものとする。

(協定の解除又は変更等)

第6条 甲又は乙が必要と認めるときは、1箇月以上の予告をもって、この取扱いの廃止、停止又は協定事項の変更をすることができる。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成27年10月1日から平成28年3月31日までとする。

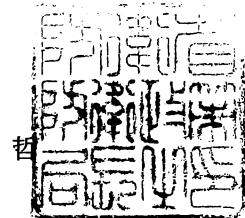
2 前項の期間満了30日以前に甲又は乙から別段の意思表示がない場合は、次の1年間(4月1日から翌年3月31日までの間をいう。)これを有効とし、以後のこの例によって継続するものとする。

以上の協定の証として、この証書3通を作成し、甲と乙とがおのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年 3月30日

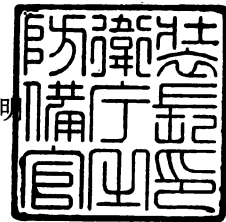
甲 防衛省 防衛政策局長

前田 哲



防衛装備庁長官

渡辺 秀明



乙 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号
日本貨物鉄道株式会社 取締役兼執行役員
鉄道ロジスティクス本部 営業統括部長

真貝 康

